

北京大学図書館李氏旧蔵『唐会要』の倭国・日本国条について

榎本淳一

はじめに

筆者は、九州大学大学院人文科学研究院教授坂上康俊氏を研究代表者とする科学研究費補助金による共同研究「中国法制文献の日本への伝来とその伝存状況に関する基礎的研究」の研究分担者の一人として、二〇〇一年十月二十二・二十三日の二日間、北京大学図書館において法制文献を中心に貴重書を調査する機会を得た。本稿では、そのささやかな成果の一端として、北京大学図書館の所蔵する抄本系『唐会要』の一種である李盛鐸⁽¹⁾氏旧蔵の『唐会要』（以下、「李氏旧蔵抄本」と略称す）の倭国・日本国条について述べることにしたい。

本稿において「倭国条」・「日本国条」のみを取り上げるのは、閲覧時間が限られていたため本書全体を精査することができなかつたことがあるが、古代日中関係史の基本史料でありながら『唐会要』倭国・日本国条については信頼できるテキストが未だ用

意されていないという事情があるからである。近年、古畠徹氏は抄本系の『唐会要』を精力的に調査され、現在の通行本である武英殿聚珍版本の不備⁽²⁾を明らかにされておられるが、倭国条についても数行にわたる脱落箇所があることを指摘されている⁽³⁾。筆者も古畠氏の驛尾に付し、『唐会要』倭国・日本国条について史料的検討を行いたいと考⁽⁴⁾え、その基礎作業として抄本系『唐会要』の一本である李氏旧蔵抄本について些か知見を開陳することにしたい。

一、移録

まず、最初に李氏旧蔵抄本の倭国条と日本国条の全文を示すことにしたい。なお、録文においては、書写時の原文を生かし、墨筆によつて補訂された文字はへへに入れ、朱筆による校訂については該当箇所の傍らに（）に入れて示すことにする。

(1) 「倭国条」の移録

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
29 30 31

倭國

古倭奴國也在新羅東南居大海之中世與中國通其王姓阿母氏設官十二等俗有文字敬佛法椎髻無冠帶隨煬帝賜之衣冠令以錦綵為冠飾衣服之制頗類新羅腰佩金花長八寸左右各數枚以明貴賤等級
正觀十五年十一月史至太宗矜其路遠遣高仁表持節撫之
表仁浮海數月方至自云路經地獄之門親見其上氣色翁表
仁無緩遠之才與王爭理不宣朝命而還由是復絕
永徽五年十二月遣使獻琥珀瑪腦琥珀大如斗瑪腦大如五升器高宗降書憫撫之仍云王國与新羅接近新羅數為高麗百濟所侵若有危急王宜遣兵救之倭國東海嶼中野人有耶古波耶多尼三國皆附庸於倭北限大海西北接百濟正北底好者云海中湧出咸亨元年三月遣使賀平高麗爾後繼來朝貢則天時自言其國近日所出故號曰本國蓋惡其名不雅而改之

大歷十二年遣大使朝楫寧副使和聰違朝貢

建中元年又遣大使真人凶能判官調揖志自明州陪奉表獻方物真人與能蓋因官命也風調甚高善書輸其本国紙似璽而緊滑人莫能名

正元十五年其國有二百人浮海至揚州市易而還

永正元年十二月遣使真人遠誠等來朝貢
開成四年正月遣使薛原朝常嗣等來朝貢

(2) 「日本国条」の移録

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

日本國

倭國之別種以其國在日邊故以日本國為名或以倭國自惡其名不雅改為日本或云本舊小國吞併倭國之地其人入朝者多自矜夫不以實對故中國疑焉
長安三年遣其大臣朝臣真人來朝貢方物朝臣真人者猶中國戶部尚書冠進德冠其項為化分而四散身服紫袍以帛為腰帶好讀經史解屬文容止閑雅可人宴之授司膳卿而還
開元初年又遣使來朝貢因請士授經詔四門助教趙元默就學之及遺元默闊幅布以為束修之礼題云白龜元年調布人亦疑其偽為題所賜盡市史籍泛海而還其偏使朝臣仲滿慕中國之風因留不去改姓名為朝衡歷仕左補闕終右

二、校異

李氏旧蔵抄本と、静嘉堂文庫所蔵抄本（以下、本文では「静嘉堂抄本」と略称す）、四庫全書本（以下、本文では「四庫本」と略称す）、武英殿聚珍版本（世界書局本を利用。以下、本文では「殿版」と略称す）との校異を記す。先掲の録文に付した行数ごとに、李氏旧蔵抄本と諸本との間に字句の異なるものを示すことにする。諸本の略号は、それぞれ「静」、「四」、「武」とする。

(1) 倭国条

10	9	8	7	6	5	4	3	2
「惻」→静「尉」・四武「慰」、「数」→武「素」	「腦」→静四武「瑙」	「翁爵」→靜四武「蔚鬱」、「叫」→武「叫」	「仁表」→靜四武「表仁」	「正」→四武「貞」、「史」→靜四武「隋」、 「賜之」→靜「之」・四「賜」	「令」→武「今」	「正」→四武「貞」、 「史」→靜四武「使」、 「王」→四「王子」、「理」→四武「禮」	「母」→四武「每」、「隨」→靜四武「隋」、 「賜」→靜「之」・四「賜」	「倭國」→武「日本倭國」、「各」→靜四武「名」
17	18	19	20	21	22	21	20	18
「朝貢」→武「來朝貢」	「夙」→靜四「興」、「路」→靜四「路」	「與」→靜四「興」、「因」→四「其」、 「命」→四「名」、「輸」→靜四「翰」、 「璽」→靜四「璽」	「正」→四「貞」	「正」→四「貞」	「薛」→靜「藤」	「21」→武、全文ナシ	「21」→武、全文ナシ	*18

(2) 日本国条

8	7	6	5	4	3	2
「初年」→四武「初」、「來朝貢」→靜四武「來朝」、 「宴之」→武「宴之麟德殿」	「項」→武「頂」、「化」→四武「花」 「閑」→四「溫」、「可人」→靜「則人」・四「則天」、 「宴之」→武「宴之麟德殿」	「夫」→靜四武「大」	「猶」→靜「猶」	「本」→靜ナシ・武「日本」	「倭國」→武「日本倭國」、「各」→靜四武「名」	「正」→四武「貞」、 「史」→靜四武「使」、 「王」→四「王子」、「理」→四武「禮」
17	18	19	20	21	22	21
「底」→四武「抵」	「西南」→武「南」、「值」→四「接亦」・武「接」 「和聽違」→靜「和聽違」・四「聽達」・武「聽達」、 「朝貢」→武「來朝貢」	「夙」→靜四「興」、「路」→靜四「路」	「與」→靜四「興」、「因」→四「其」、 「命」→四「名」、「輸」→靜四「翰」、 「璽」→靜四「璽」	「正」→四「貞」	「正」→四「貞」	「薛」→靜「藤」
12	13	14	15	16	17	18

「元」→武「玄」（静「玄」ノ 欠画力）

9 「及」→四武「乃」、「元」→武「玄」（静「玄」ノ 欠画力）、「修」→静武「脩」

10 「賜」→静「錫」

いる（見た目には、表葉の最終行にあたるように見える）。一頁（半葉）の行数はほぼ十二行であり、一行は二十四字を基本としている。⁽⁵⁾また、虫損もほとんどなく、良好な保存状態であった。

墨筆・朱筆の二種類の訂正が見られるが、朱筆は跋語も朱筆であることから跋語の筆者「徐柳泉」すなわち徐時棟であろう。⁽⁷⁾墨筆の校訂は書写者自身のものなのではないかと考える。跋語に「同治

李氏旧蔵抄本については、『北京大学図書館蔵李氏書目』では次のように記載されている。

唐會要一百卷 宋王溥撰 清抄本（徐時棟校跋存卷一至六卷一至九一卷九四至一百） 三三一冊（李□5111）

これによれば、『唐會要』全一百卷のうち九十四卷が残存しており、それが三十二冊に分冊されていることがわかる。また、この抄本は徐時棟の校訂・跋語^{（補註）}があり、清代のものであることが知られる。なお、最後の括弧内の「李□5111」は、北京大学図書館において付された索書號碼で、□は善本であることを示す。ちなみに、本稿で扱う倭国条は卷第九十九（八葉表～九葉表）に、日本国条は卷第一百（十葉表～裏）に存する。

次に、筆者の観察による本書の外観について述べる。冊子の大きさは、縦二十八、七センチメートル、横は十八、三センチメートルであり、線装本に装丁されている。一葉は書写面を外にして真ん中で二つ折りにされ、折り線の少し手前部分に巻数と葉数が記されて

いる（見た目には、表葉の最終行にあたるように見える）。一頁（半葉）の行数はほぼ十二行であり、一行は二十四字を基本としている。⁽⁵⁾また、虫損もほとんどなく、良好な保存状態であった。

墨筆・朱筆の二種類の訂正が見られるが、朱筆は跋語も朱筆であることから跋語の筆者「徐柳泉」すなわち徐時棟であろう。⁽⁷⁾墨筆の校訂は書写者自身のものなのではないかと考える。跋語に「同治庚午二月」とあることから、清朝の同治九年（一八七〇）二月以前に写された抄本であることを示す。書写の上限は、清の聖祖の諱玄燁の「玄」⁽⁹⁾と高宗の諱弘曆の「曆」が避けられていることから、乾隆年間（一七三六～九五）ということになるであろう。また、宣宗の諱旻寧の「寧」が用いられていることから、下限は嘉慶年間（一七九六～一八二〇）と考えられる。そうなると、書写されてから徐時棟が校訂を加えるまでに少なくとも五十年以上経過していることになるが、書写者ならびにその後の伝来の過程は不明である。なお、本抄本には、「北京大学藏」と「慶嘉館印」という二種類の蔵書印が捺されているが、後者の印は李盛鐸のものである。

諸書との比較を通じてみられる特徴としては、ひとつには誤字が多いことである（倭国条では九箇所、日本国条では二箇所）。静・四・武三書が同じで本書のみ異なっている場合は、まず誤字と考えてよさそうである。また、文意からみて誤字が明らかなるものもいくつか確認される⁽¹¹⁾。

ふたつめの特徴としては、用字の点など静嘉堂抄本との共通性が

高いことがある。誤脱と思われるものを除くと、他の二書と相違しても、李氏旧蔵抄本と静嘉堂抄本との間では同字句である場合が極めて多い。例えば、倭国条の9、20、21行目において、本来「貞」とあるべきところが「正」とされているが、古畠氏も指摘されているように北宋の仁宗の諱「禎」を避けたもので、両本とともに祖本である宋本の表記を継承していることがわかる。この点、四庫本や殿版には宋代の避諱がみられず、清代の校訂の痕が窺われる。これ以外にも、倭国条の3行目の「母」や8行目の「理」、17行目の「和聰(聰)違」、日本国条6行目の「化」など特徴的な用字において両本の共通性が確認される。従つて、両本は極めて近い伝写関係にあることは明らかである。ただし、康熙抄本とされる静嘉堂抄本の誤脱を時期的に遅れる李氏旧蔵抄本が正しく表記してある点を考えるならば、直接の親子関係はないと思われる。恐らくは、静嘉堂抄本と兄弟関係ないし兄弟の子孫といった関係にあるものと想定される。

以上その他に、倭国・日本国条を通覧して気付くこととして、李氏旧蔵抄本では文字の字体が統一されていないことがある。すなわち、同一の文字でありながら、箇所によって字体が異なっているケースが散見される。たとえば、「國」と「國」、「与」と「與」、「所」と「所」、「等」と「等」などである。特に使い分けの法則性もみられない、なぜこのような字体の不統一が存在するのか甚だ理解しがたい。倭国条の18行目にみられる「夙」や「陌」のように判読の困難な字がみられることや文意の通らぬ誤字がままみられることなどから

書き写そうとした結果と考えることができるかもしない。文字の不統一、判読不明な文字の原因は、親本がそもそも読みとりにくい筆体であったことによるのではないだろうか。その意味では、他書との校合も行われていない、親本に忠実な写本ということができる。宋本の避諱が残っているのも、そのためであろう。

李氏旧蔵抄本の特徴ではないが、四本を比較してみると殿版の特異性がわかる。すなわち、残りの三本が共通していくて、殿版のみが相違するというケースが少くない。それも、単なる字句の誤脱による違いではない。一番大きな違いは古畠氏も指摘されていて倭国条18行目から21行目にあたる部分がそつくり抜けているということがあるが、それ以外にも日本国条2行目の書き出しが「倭国」ではなく「日本倭国」となっていることや、同7行目の宴会の場所を「麟德殿」と明記してあるなど他の三本にない語句が存在している部分もある。ちなみに、このような他の三書と異なる部分を『旧唐書』倭国伝・日本国伝と比べてみると、殿版と『旧唐書』の一致を見る場合が多い。すなわち、殿版を作る際に『旧唐書』との校合を行い、『旧唐書』により改めた部分があるのではないかと思われる。このことは、殿版の底本が節本であり、唐代史料により校訂・補入が行われたとする古畠氏の説を裏付けるものと考える。その点からすると、殿版の倭国・日本国条は、本来の『唐会要』倭国・日本国条からもつとも離れた存在であるということがいえるであろう。今後『唐会要』倭国・日本国条を利用する際は、四

庫本をはじめとして抄本系のテキストに十分留意することがもとめられる。

おわりに

以上、本稿では古代日中関係史の基礎史料である『唐会要』倭国・日本国条について、史料紹介と若干の考察を行つた。日本古代史研究者はこれまで不備の多い武英殿聚珍版本のみによつて『唐会要』倭国・日本国条を検討してきたといつても過言ではないと思うが、その史料的不備検討のための素材提供ということでは多少の貢献ができたのではないかと思う。

また、本稿で扱つた李氏旧蔵抄本は、『唐会要』のテキスト研究をリードしている古畑徹氏もまだ言及されていないものである。筆者の調査不足のため新たな知見をあまり示すことはできなかつたが、今後十分な調査検討をするべき価値をもつ史料と信する。とりわけ、静嘉堂抄本と親近な関係にある台北抄本との比較、検討が必要と考える。

本稿が機縁となつて、古代日中関係史研究や『唐会要』のテキスト研究が進展することを期待して擲筆する。

【註】

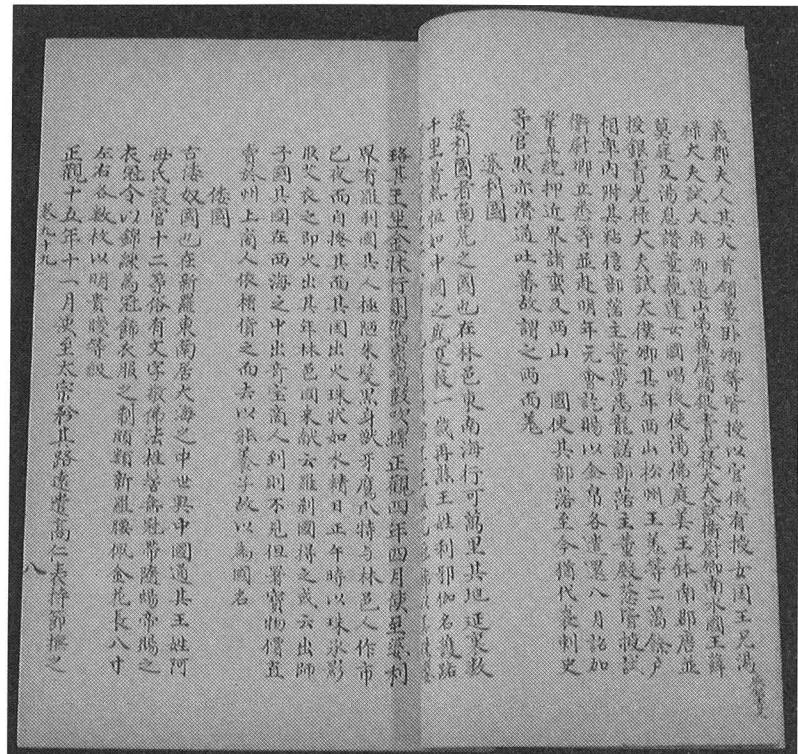
- (1) 李盛鐸（一八五八—一九三五）については、任繼愈（主編）『中国藏書樓』（遼寧人民出版社、一〇〇一年）橋川時雄編『中國文化界人物總鑑』（名著普及会より一九八一年復刊、初出一九四〇年）などを参照。
- (2) 貝塚茂樹・平岡武夫「唐代史料の集成について」『學術月報』七一六、一九五四年）など参照。
- (3) 古畑徹「『唐会要』の諸テキストについて」『東方學』第七八輯、一九八九年）、『永樂大典』所引『唐会要』記事一覽』（金沢大學教養部論集『人文科學篇』二九一—、一九九一年）、『『唐会要』の流傳に関する考察』（『東洋史研究』五七一、一九九八年）、『『唐会要』の靺鞨・渤海の項目について』（『朝鮮文化研究』八、一〇〇一年）などを参照。
- (4) 筆者には、これに関連して『太平寰宇記』の日本記事について』（『工学院大学共通課程研究論叢』第三四号）がある。
- (5) 倭国条の19行目に三十一字あるのが例外であるが、葉紙の一行目ということで字数を単純に誤つたものと理解される。
- (6) 朱筆の校正が行われたのは、倭国条では「史」→「使」（6行目）、「表仁」→「表仁（仁表）」（7行目）、「曰」→「日」（15行目）の三箇所、日本国条では「夫」→「大」（4行目）の一箇所である。墨筆の修正は、倭国条では7行目の細部部分で「鉢」字の脱落を補つた箇所に、日本国条では9行目の冒頭で「鴻」字の脱落を直してあるところにみられる。
- (7) 徐時棟（一八一四—一八七三）は、清朝道光の舉人で、官は内閣中書に至つた。詩・古文にすぐれ、藏書家としても知られる。字は定宇・同叔、号は柳泉。陳乃乾編『清代碑傳文通檢』（中華書局、一九五九年）、楊延福・楊同甫編『清人室名別稱字號索引』（上海古籍出版社、一九八八年）、『續碑傳集』卷八十所収の董沛「徐先生墓表」、任繼愈（主編）『中國藏書樓』（註（1）などを参照。（補註2）
- (8) 正直なところ「同治」と読めるか多少不安があるが、前註に述べたごとく徐時棟が道光の舉人であつたことを考えると、道光年間以降の「庚午」は「同治九年」（一八七〇）ということになる。
- (9) 「玄」が避諱されているのは、日本国条の8、9行目において趙玄熙の「玄」が「元」に改められていることからわかる。「曆」の避諱は、倭国条17行目で年号の「大曆」が「大歴」に改められていることからわかる。
- (10) 倭国条17行目においては、大使の名として「朝楫寧」とみえ、「寧」字

- (12) 11 が避けられないことがわかる。なお、「寧」は、「寧」の異体字である。
- 倭国条19行目の「與」と「輸」は、文意からして誤字と判断できよう。
- 古畠徹「永樂大典」所引「唐会要」記事一覧（註（3））、同「唐会要」の流伝に関する考察（註（3））を参照。
- (13) 古畠徹「唐会要」の諸テキストについて（註（3））を参照。
- (14) 13 倭国条3行目の「賜之」や10行目の「憚」、日本国条5行目の「猶」など。
- (15) 15 註（13）を参照。
- (16) 15 註（3）を参照。
- （補註1）**跋文の解説にあたっては、池田温先生のご教示を仰いだ。以下、先生の示された録文と読み下し文を掲載する。
- 同治庚午二月、醒閣一過、讀不能下、則置之。或偶見錯誤、爲點出之、改正之。其譌字之多、真如淄澑之沙、雖計兒不能數也。十八夕、徐柳泉識。
- 同治庚午二月醒閣一過、読みて下る能わざれば則ち之を置く。或いは偶（たまたま）錯誤を見れば爲に之を點出し之を改正せり。其の譌字の多きは真（まこと）に淄澑の沙の如く、計兒（かぞえやく）と雖も数うる能わ不（ざ）る也。十八夕、徐柳泉識（しる）す。
- （補註2）**『續碑傳集』卷八十所収の董沛「徐先生墓表」は徐氏の『烟嶼樓文集』に附載のこと、陳勣「運甓齋文稿統編」四（光緒二十年自刊）に徐時棟墓志銘があること、また、東京大学東洋文化研究所に『煙嶼樓讀書志・筆記』（民国十七年排印本）と『烟嶼樓文集』（光緒三年刊本）が所蔵されていることなどを池田温先生からご示教を受けた。早速、お教えに従い確認したところ、徐時棟の讀書志・筆記・文集といった著作中には、『唐会要』について触れている箇所がないことが分かった。なお、『烟嶼樓文集』の序の前に掲載されている「鄆志傳」には、徐時棟が同治七年（一八六八）から没年まで鄆縣志の纂修にあたつて、同里的盧氏（不詳）や杭州の丁氏（丁丙、八千巻樓）の書なども借閱するなど多くの文献（千数百種）の搜採をおこなっていたことが記されている。本稿で取り上げた『唐会要』の抄本は、正にその縣志纂修中に校訂したものであり、徐時棟の所持本ではなく、丁氏など他の藏書家より借覧したものである可能性も考えられる。

(本学助教授)

〔付記〕本稿は、二〇〇一年度科学研究費補助金の交付を受けた研究の成果の一部である。

〔付記〕調査にあたってお話頂いた北京大学図書館善本室ならびに同大学歴史系・古代史研究中心、そして早稲田大学国際交流課の関係各位に感謝の意を表す。また、本稿を成すにあたって、種々御教示頂いた池田温先生に御礼申し上げる。



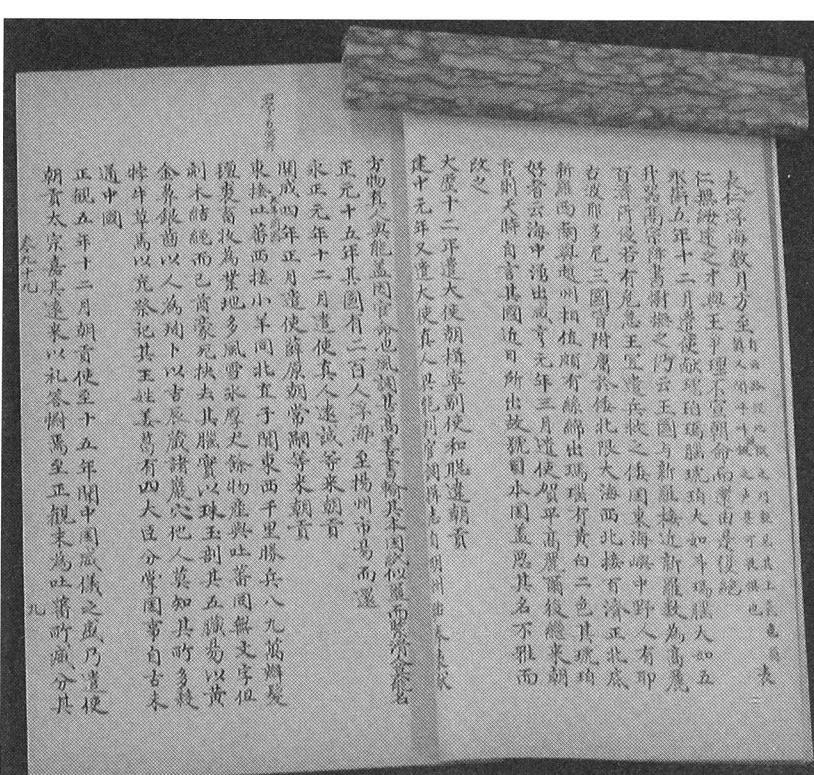
義郡夫人其大首領董卧御等皆授以官職有機女國王尼滿
韓大夫族大府卿達山弟南周爾從者少校大都尉府卿南國王詳
莫庭及湯息諸董龍達女國唱後使滿佛庭美王鉢南郎唐並
按銀青光種大夫試大樸卿其年西山松川王集等二萬餘戶
相率內附其祐信部落主董夢滿龍諾郎落主董族落貢被謀
衛尉卿立恭等並赴明年元會詔賜以金帛各遣置八月詔加
革臘押近界諸蠻及西山國使其部落至今猶代牧刺史
等官然亦潛遁吐蕃故謂之西面羌

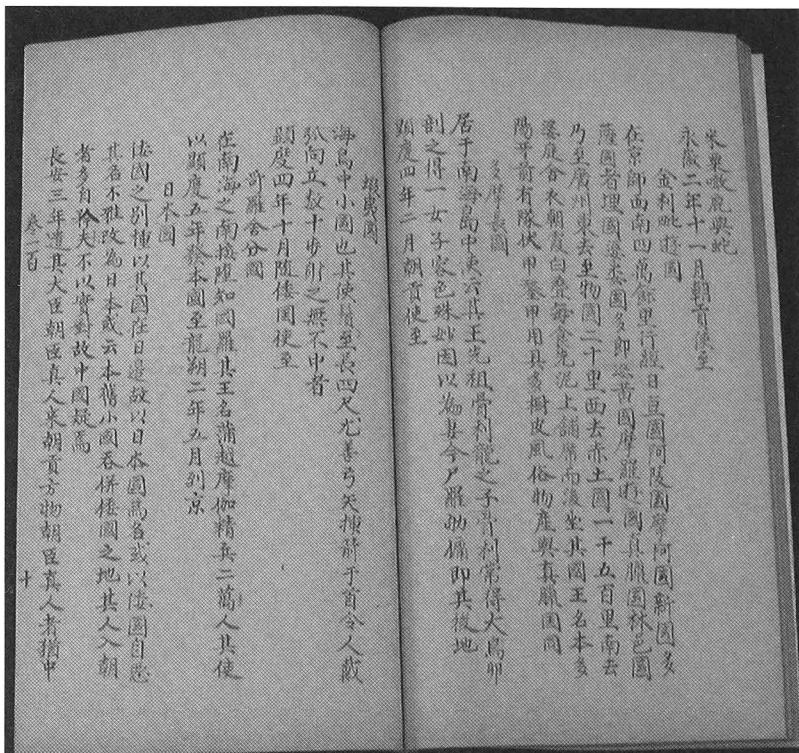
倭利國君南尾之國也在林邑東南海行可萬里其地延袤數
千里首縣孤城中間之處夏役一歲再耕王姓利耶伽名復詔
裕其王坐金林行則駕轎輶輶據正祖四年四月使臣倭利
眾有羅利國共人極體朱髮紫身耳牙龐小特与林邑人作市
已夜而自掩其面出火珠如水精日正午時以珠承影
取父衣之即火出其年林邑國未獻云羅利國擇之或云出師
子國其國在南海之中出奇至高人利則不見但署寶物價直
貲於州上商人依價償之而古以紙養子以爲國名

倭國

吉婆奴國也在新羅東南居大海之中世與中國通其王姓阿
母氏設官十二等俗有文字象形法性善多禮帶隨陽帝賜之
衣冠令以錦綵為冠飾衣服之制頗類新羅僅金瓦長八十
尺右兵數枚以頭貫腰等級

正祖十五年十一月憲至太宗矜其路遠遣高仁表持印撫之





日本国条（写真）

